

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

健康危機管理課

現行の県行動計画（平成23年度改定）について、今年6月に策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえ、見直しを行う。

1 県行動計画の位置付け

- ・ 県行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく法定計画として、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を踏まえて策定。
- ・ 市町村及び指定地方公共機関は、県行動計画を踏まえ、それぞれ行動計画及び業務計画を策定する。

※指定地方公共機関・・・医療や電気・ガス・輸送などの公益的事業を営む法人で知事が指定したもの

対策の効果 概念図

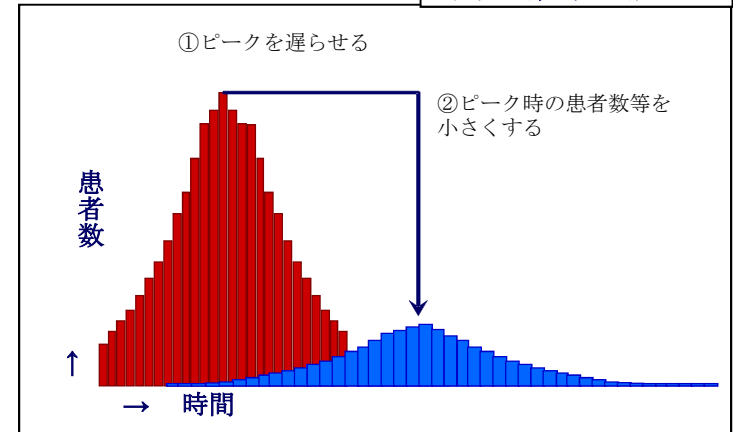
2 新型インフルエンザ対策の目的等

(1) 目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- ・ 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 対策の効果

- ・ 新型インフルエンザは一旦発生すると、多くの県民が感染することが予想される。このため、予め準備した対策を実施することで、①まん延のピークを遅らせ、②ピーク時の患者数を小さくする。



3 計画の概要

- ・ 県行動計画においては、「未発生期」「海外発生期」「県内未発生期」「県内発生早期」「県内感染期」「小康期」の6段階を設定し、各発生段階ごとに①～⑥の必要な対策を規定。

- | | | |
|-----------|---------------|-------------------|
| ①実施体制 | ②サーベイランス・情報収集 | ③情報提供・共有 |
| ④予防・まん延防止 | ⑤医療 | ⑥県民生活及び県民経済の安定の確保 |

- ・ 特別措置法で法定化された事項や政府行動計画で示された内容を踏まえて対策を追加。

<主な対策>

- ① 指定地方公共機関の業務等
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の措置
- ③ 予防接種（特定接種や住民接種）の体制整備 等

※緊急事態宣言・・・急速にまん延するおそれのある強毒性の新型インフルエンザ等が発生した場合に国が期間を定めて宣言する。

※特定接種・・・医療従事者や新型インフルエンザ対策に従事する公務員等に対して行う予防接種

※住民接種・・・原則として集団的接種により全県民に対して実施される予防接種

4 主な対策の概要

【未発生期】

- ・ 県及び市町村は行動計画を、指定地方公共機関は業務計画を策定する。
- ・ 県及び熊本市は、二次医療圏ごとに医療体制を整備するとともに、医療機関は、その特性や規模に応じた診療継続計画を作成する。
- ・ 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。（H25.12月現在：タミフル260,300人分、リレンザ47,300人分を備蓄）
- ・ 県及び市町村は、集団接種を基本に、特定接種や住民接種の体制を構築する。

【海外発生期】～【県内未発生期】～【県内発生早期】

- ・ 県は、政府対策本部が設置された場合、速やかに対策本部を設置する。
- ・ 県は、本庁及び保健所に相談窓口を設置する。（相談状況に応じて、市町村においても、相談窓口を要請する。）
- ・ 県及び熊本市は、医療機関に「帰国者・接触者外来」の設置を要請するとともに、新型インフルエンザと診断された患者に対しては、原則として、感染症指定医療機関に入院措置等を行う。
- ・ 県及び市町村は、ワクチンが供給され次第、特定接種や住民への予防接種を実施する。

【緊急事態宣言時の措置】

- ・ 市町村は、対策本部を設置する。
- ・ 県は、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の要請・指示を行う。
- ・ 県は、指定地方公共機関等に対して、食料品等の緊急物資及び医薬品等の配送を要請・指示する。

【県内感染期】

- ・ 県は、感染が拡大した場合、「帰国者・接触者外来」による診療体制を中止し、一般の医療機関における診療体制へ移行するよう要請する。
- ・ 県及び熊本市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養とするよう医療機関に要請する。
- ・ 県は、必要に応じて、県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬を医薬品卸業者に供給する。

【小康期】

- ・ 県及び市町村は第二波に備えて行動計画を見直し、指定地方公共機関は業務計画の見直しを行う。
- ・ 医療機関は、通常の医療体制に移行する。

5 策定の経緯

- ・平成25年9月～10月 県行動計画（案）について市町村、関係機関との意見調整
- ・ 〃 10月 新型インフルエンザ対策協議会で県行動計画（案）について協議
- ・ 〃 10月～11月 パブリック・コメントの実施
- ・ 〃 12月 県行動計画策定

6 今後の取組み

- ・対策の進捗状況を把握しながら、状況の変化にあわせ対策を見直すなど、定期的に計画のフォローアップを行う。

(1) 実施体制の整備（平成25年度中）

- ・市町村は市町村行動計画を、指定地方公共機関は業務計画を、公立病院等は診療継続計画を策定。
- ・二次医療圏ごとに、各保健所が中心となって、新型インフルエンザ等対策に係る地域の医療計画を策定。

(2) 予防接種の体制整備

- ・市町村は、市町村行動計画の策定に併せ、住民接種の集団接種体制の整備を進める。
- ・県は、国の方針を踏まえて、特定接種の対象となる事業者の登録などの準備を進める。

(3) 新型インフルエンザ等対策の周知・啓発

- ・県は、県民や医療関係者等に新型インフルエンザ等対策の趣旨や内容について周知・啓発を行う。
- ・また、施設の使用制限などの特別措置法に基づく新たな措置について周知を行う。

(参考1) 指定地方公共機関の一覧（H25.10.29指定）

(1) 医療機関

- ① 国立大学法人熊本大学医学部附属病院
- ② 社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院
- ③ 国家公務員共済組合連合会熊本中央病院
- ④ 一般社団法人熊本市医師会熊本地域医療センター
- ⑤ 一般社団法人菊池郡市医師会菊池郡市医師会立病院
- ⑥ 社会医療法人黎明会宇城総合病院
- ⑦ 社会福祉法人恩賜財団済生会みすみ病院
- ⑧ 社団法人全国社会保険協会連合会健康保険熊本総合病院
- ⑨ 社団法人全国社会保険協会連合会健康保険人吉総合病院
- ⑩ 一般社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター
- ⑪ 社団法人全国社会保険協会連合会健康保険天草中央総合病院

(2) 医療関係団体

- ① 公益社団法人熊本県医師会
- ② 一般社団法人熊本県歯科医師会
- ③ 一般社団法人熊本県医療法人協会
- ④ 公益社団法人熊本県薬剤師会
- ⑤ 公益社団法人熊本県看護協会

(3) ガス事業者

- ① 一般社団法人熊本県LPガス協会
- ② 山鹿都市ガス株式会社
- ③ 九州ガス株式会社
- ④ 天草ガス株式会社

(4) 輸送を営む事業者

- ① 熊本電気鉄道株式会社
- ② 南阿蘇鉄道株式会社
- ③ 肥薩おれんじ鉄道株式会社
- ④ くま川鉄道株式会社
- ⑤ 一般社団法人熊本県バス協会
- ⑥ 公益社団法人熊本県トラック協会

* 熊本県医薬品卸業協会については、県と協定を締結し同様の機能を確保する。

(参考2) 県行動計画の概要

緊急事態宣言時の対応

| 項目 | 主体 | 【未発生期】 | 【海外発生期】 | 【県内未発生期～ 県内発生早期】 | 【県内感染期】 | 【小康期】 | |
|----------------|--|---|--|---|---|---|---|
| ① 実施体制 | 県 | <ul style="list-style-type: none"> ○県行動計画を策定する。 ○市町村、指定地方公共機関等と連携した訓練を実施する。 ○市町村、指定地方公共機関等の計画策定を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策本部を設置する。 ○初動対処方針を決定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○国内の発生状況に応じて、対策本部会議で必要な対策を行う。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言を受け、必要な対策を決定する。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大状況に応じて、対策の追加や見直しを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○実施した対策を検証する。 ○第二波に備えて行動計画等を見直す。 | |
| | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ○市町村行動計画を策定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ任意に対策本部を設置して、対策を行う。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言がされた場合対策本部を設置する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○実施した対策を検証する。 ○第二波に備えて行動計画等を見直す。 |
| | 指定地方公共機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務計画を策定する。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備えて被害状況を確認するとともに、事業を継続。 |
| ② サーベイランス・情報収集 | 県・熊本市 | <ul style="list-style-type: none"> ○定点医療機関(県内80か所)で患者発生サーベイランスを実施し、県内の流行状況を把握する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○継続して実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○患者発生サーベイランスを全ての新型インフルエンザ等患者について実施する(追加)。 | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○基幹定点医療機関(県内15か所)で入院サーベイランスを実施し重症化の状況を把握する。 ○病原体定点医療機関(県内8か所)で、ウイルスの亜型を把握する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○継続して実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○把握対象を患者全員に拡大して実施する(強化)。 | <ul style="list-style-type: none"> ○未発生期の基準で実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備え把握対象を拡大して実施する(強化)。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校等で、臨時休業等の状況を把握する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ○把握対象を大学、短大まで拡大して実施する(強化)。 | | <ul style="list-style-type: none"> ○未発生期の基準で実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備え把握対象を拡大して実施する(強化)。 | |
| | 県 | <ul style="list-style-type: none"> ○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランスを実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○継続して実施する。 | | | | |

| 項目 | 主体 | 【未発生期】 | 【海外発生期】 | 【県内未発生期～ 県内発生早期】 | 【県内感染期】 | 【小康期】 |
|-----------|-----|--|--|---|---------|---|
| ③ 情報提供・共有 | 県 | <p>○相談窓口の設置を準備する。</p> <p>○メディア対応を準備する(報道対応者の一元化等)。</p> <p>○医療機関等への連絡体制を整備する(担当者メールリスト作成等)。</p> <p>○ホームページ等により、県民に対し、基本的感染対策や発生時の対策等について情報提供する。</p> | <p>○本庁、保健所に相談窓口を設置する。</p> <p>○市町村にQ&Aを配布する。</p> | <p>○必要に応じ、相談窓口を拡充する(24時間化、外部委託等)。</p> <p>○県内患者発生について情報提供する。</p> | | <p>○流行状況に応じ、相談窓口を縮小する。</p> <p>○海外や国内における発生状況や、発生段階ごとに実施する対策等について記者発表等を通じ情報提供する。</p> <p>○医療機関には国が示す診断、治療に関する方針等について、事前に定めたルートで速やかに情報提供する。</p> <p>○市町村、関係機関等に対して、国からの情報等を随時提供する。</p> <p>○ホームページ、パンフレット等で随時、新型インフルエンザ等に関する最新の情報や有効な感染対策等について情報提供する。</p> <p>○必要に応じ、不要不急の外出自粛、施設使用制限の要請等について情報提供を実施する。</p> |
| | 市町村 | <p>○住民向け相談窓口の設置を準備する。</p> <p>○情報収集及び提供体制(広報誌、回覧板、防災無線等)を整備する。</p> <p>○予防策等について情報提供する。</p> | <p>○各市町村の行動計画に基づき相談窓口を設置する。</p> <p>※疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容に対応する。</p> | <p>○必要に応じ、相談窓口を拡充する(24時間化、外部委託等)。</p> | | <p>○国及び県が発信する情報を入手し、住民へ情報提供する。</p> <p>○流行状況に応じ、相談窓口を縮小する。</p> |

| 項目 | 主体 | 【未発生期】 | 【海外発生期】 | 【県内未発生期】 | 【県内発生早期】 | 【県内感染期】 | 【小康期】 | |
|------------|-----------|--|--|---|---|---|--|-----------------------------------|
| ④ 予防・まん延防止 | 個人 | <p>○県・市町村は、基本的な感染対策(手洗い、咳エチケット等)の普及を図る。</p> <p>○県は、緊急事態における外出自粛要請等への理解促進を図る。</p> | ○県及び市町村は、基本的な感染対策(手洗い、咳エチケット等)を勧奨する。 | | | | | |
| | 患者 | | ○県・熊本市は、感染症法に基づく、感染症指定医療機関等への入院措置等への対応を準備する。 | | ○県・熊本市は、感染症法に基づく入院措置等を実施する。 | ○県・熊本市は、感染症法に基づく入院措置等を中止する。 | | |
| | 濃厚接触者 | | ○県・熊本市は、感染症法に基づく患者の同居者等濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)を準備する。 | | ○県・熊本市は、感染症法に基づく対応を実施する。 ○抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。 | ○県・熊本市は、感染症法に基づく対応を中止する。 ○患者の同居者を除き、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を中止する。 | | |
| | 地域・職場対策 | <p>○県は、職場における基本的な感染対策の周知を図る。</p> <p>○県は、緊急事態における施設使用制限等の措置を周知する。</p> | <p>○県は、職場における基本的な感染対策の強化を要請する。</p> <p>○県は、ウイルスの病原性が高い場合、学校等の臨時休業基準をただちに強化する。</p> | <p>○県は、職場における感染対策の徹底を要請する。</p> <p>○県・市町村は、病院、高齢者施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。</p> | ○学校等の設置者に臨時休業を実施するよう要請する。(状況に応じ基準の見直し) | | ○学校等の臨時休業を未発生期の基準に戻して実施するよう要請する。 | |
| | 渡航者・入国者対策 | | ○県・市町村は、パスポート窓口等で渡航者に対する情報提供・注意喚起を実施する。 ○県・熊本市は、国が行う入国者対策に協力する(健康観察、疫学調査等)。 | | | | | ○県及び市町村は、渡航者への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。 |
| | 予防接種 | ワクチン流通体制 | ○県は、医薬品卸業協会等と連携し、県内のワクチンの流通体制を構築する。 | ○医薬品卸業者は、ワクチンを迅速に医療機関に供給する。 | | | | |
| 特定接種 | | ○県・市町村は、国が行う登録事務に協力する。 ○県・市町村は、対象職員への接種体制を構築する。 | ○県・市町村は、国が具体的運用を定めた場合、対象職員に対して、集団的接種を基本として、本人の同意を得て接種を実施する。 | | | | | |
| 住民への予防接種 | | ○市町村は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく全住民への接種体制を構築する。 | ○市町村は、市町村行動計画に定めた接種体制に基づき、接種体制を整備する。 | ○市町村は、予防接種法第6条第3項に基づく住民への接種(新臨時接種)を実施する(自己負担有り)。 | | | ○緊急事態宣言の場合、市町村は特措法第46条に基づく住民への接種(臨時接種)を実施する(自己負担無し)。 | |

| 項目 | 主体 | 【未発生期】 | 【海外発生期～ 県内未発生期】 | 【県内発生早期】 | 【県内感染期】 | 【小康期】 |
|------|---------------|---|--|---|--|--|
| ⑤ 医療 | 県 (県及び熊本市) | <p>【地域医療体制の整備】</p> <p>県・熊本市は二次医療圏毎に、医療体制を整備する。</p> <p>(医療体制整備の具体的内容)</p> <p>○帰国者・接触者外来の設置準備を行う。</p> <p>○感染症指定医療機関での入院患者の受入体制の調整を行う。</p> <p>○県・熊本市は圏域の医療体制において入院対応に協力を求めている医療機関(以下「協力医療機関」という。)における使用可能な病床数等を把握する。</p> <p>○県・熊本市は、PCR検査を実施する体制を整備する。</p> | <p>○県は、帰国者・接触者外来を設置する医療機関に、その設置を要請する。</p> <p>○県・熊本市は、感染が疑われる患者について、PCR検査を行う。</p> | <p>○県は、必要に応じて、帰国者・接触者外来の診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。</p> <p>○県・熊本市は、新型インフルエンザと診断された者に対しては、原則として感染症法に基づき、入院措置を行う。</p> <p>○対策を継続。</p> <p>※重症者に限定して実施する。</p> | <p>○県は帰国者・接触者外来を中止し、原則として一般の医療機関において診療を行う体制とする。</p> <p>○県・熊本市は、必要が生じた際には、入院措置を中止する。</p> <p>○県・熊本市は、入院治療は、重症患者を対象とし、それ以外の患者は、在宅での療養とするよう医療機関等に要請する。</p> | <p>○県は、国と連携し、通常の医療体制に戻す。</p> |
| | | <p>【医療資機材の整備】</p> <p>○県は、医療資機材(個人防護具、人工呼吸器等)を備蓄、整備する。</p> | | | | <p>○県は、不足している医療資機材や医薬品の確認を行う。</p> |
| | | <p>【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄】</p> <p>○県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</p> | <p>○県は、医療機関に対し、必要に応じて予防投与を行うよう要請する。</p> | <p>○措置を継続。</p> | <p>○県は、必要に応じて、県備蓄分を医薬品卸業者に供給する。不足する場合は、国に対し国備蓄分の供出を要請する。</p> | <p>○県は、備蓄薬の使用量を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の再備蓄を行う。</p> |
| | 医療機関 | <p>○帰国者・接触者外来を設置する。</p> <p>○医療機関は、その特性や規模に応じた診療継続計画の作成する。</p> | <p>○帰国者・接触者外来を設置する。</p> <p>○帰国者・接触者外来を有しない医療機関は、院内感染対策を講じた上で診療体制を整備する。</p> | <p>○設置を継続。</p> <p>※必要に応じて、帰国者・接触者外来を中止し、一般の医療機関において診療する体制に移行。</p> <p>○直接受診した患者の診療を行う。</p> | <p>○帰国者・接触者外来を中止し、原則として一般の医療機関において診療を行う。</p> <p>○原則軽症の患者を診療する。</p> | <p>○通常の医療体制に移行する。</p> |
| | | <p>○指定地方公共機関は、業務計画を作成する(※①実施体制に記載)。</p> | | <p>○緊急事態において、指定地方公共機関は、医療を確保するための措置を行う。</p> | | |
| | | | | | | |

⑥ 県民生活及び県民経済の安定の確保

| 項目 | 主体 | 【未発生期】 | 【海外発生期】 | 【県内未発生期～ 県内発生早期】 | 【県内感染期】 | 【小康期】 |
|----------|----|--|-------------------------------|-----------------------------------|--|-----------------------------|
| 県 | | ○指定地方公共機関の業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。 | ○指定地方公共機関等に、事業継続等に向けた準備を要請する。 | ○事業者に従業員の健康管理、職場の感染対策を開始するよう要請する。 | ○必要に応じ、食料品等の緊急物資の輸送を要請する(指示)。 ○必要に応じ、医薬品等の配送を要請する(指示)。 | ○発生状況等を踏まえ、緊急事態の措置を縮小・廃止する。 |
| | | ○市町村と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行う体制を整備する。 ○対策に必要な医薬品その他必要な物資・資材の備蓄等を行う。 | ○市町村に、一時的な遺体安置施設の確保準備を要請する。 | | ○必要に応じ、物資の売渡し等を要請する。 | ○発生状況等を踏まえ、緊急事態の措置を縮小・廃止する。 |
| | | ○要援護者への生活支援(見守り、介護等)、搬送、死亡時の対応等について具体的手続きを策定する。 | | | ○市町村に、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。 ○火葬能力を超える場合、遺体安置施設を直ちに確保するよう要請する。 | ○発生状況等を踏まえ、緊急事態の措置を縮小・廃止する。 |
| | | ○要援護者への生活支援(見守り、介護等)、搬送、死亡時の対応等について具体的手続きを策定する。 | | | ○要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を実施する。 | ○発生状況等を踏まえ、緊急事態の措置を縮小・廃止する。 |
| 市町村 | | ○県と連携し、火葬能力及び一時的な遺体安置施設等を把握・検討する。 | ○一時的に遺体を安置できる施設の確保準備を開始する。 | | ○火葬場経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。 ○火葬能力を超える場合、遺体安置施設を直ちに確保する。 | ○発生状況等を踏まえ、緊急事態の措置を縮小・廃止する。 |
| | | ○対策に必要な医薬品その他必要な物資・資材の備蓄等を行う。 | | | | |
| 指定地方公共機関 | | ○業務計画を策定する。 ○医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送事業継続のための体制を整備する。 | ○業務計画に基づき、事業継続等に向け準備する。 | ○従業員の健康管理、職場の感染対策を実施する。 | ○業務計画に基づき、必要な措置を開始する。 ○事業を継続する。 | ○発生状況等を踏まえ、緊急事態の措置を縮小・廃止する。 |
| | | ○対策に必要な医薬品その他必要な物資・資材の備蓄等を行う。 | | | ○県の要請により食料品等の緊急物資の輸送を実施する。 ○県の要請により医薬品等の配送を実施する。 | |